

第3期なかつ子ども・子育て支援事業計画（仮称）策定支援業務委託
業者選考委員会 評価基準

1 評価基準

次の評価項目、評価基準に基づき選考を行う。※ S：特に重視、A：重視、B：標準、C：参考程度

| 評価項目 | 評価の視点 | 重要度※ | 配点 |
|---------------------|---|------|-----|
| 業務全体の 実施方針 | 本市の現状や課題を踏まえた提案となっているか。 | A | 30 |
| | こども家庭庁の方針や最近の国の動向を踏まえた提案となっているか。 | | |
| 市民ニーズ調査の 企画・実施 | 過年度調査の調査項目、課題、改善点等を踏まえた提案となっているか。 | S | 40 |
| | 「子ども総合計画」的位置づけとするためのものとして、対象者の選定及び聴取のテーマ並びにその設定趣旨・背景は適切か。 | | |
| | 調査結果の集計・分析・利活用方法は適切か。（第3期計画への反映方法、その他業務での利活用方法等） | | |
| こども計画に係る アンケート調査 | こども基本法の基本理念等を踏まえた提案であるか。 | S | 40 |
| | 子どもの意見を引き出すための工夫等がなされているか。 | | |
| デザイン・ レイアウト | 各種コンテンツについて、子どもや一般市民に広く伝わる親しみやすいデザイン・レイアウトであるか。 | A | 30 |
| 独自の強みを活か した自由提案 | 事業者独自の専門的知見・スキル・アドバンテージを活かしているか。 | B | 20 |
| | そのことにより業務成果や業務効率の向上に寄与し、創意・工夫・獨創性に富んだ提案になっているか。 | | |
| 業務全体の工程・ フロー | 市と受託者双方の業務負担及び役割分担が明確であるか。 | B | 20 |
| | 関係機関等との調整期間が考慮されているか。 | | |
| 課題資料 | 理想的な「こどもまんなか社会」の提案は的確か。 | S | 40 |
| | 資料及びプレゼンテーションは、子どもや一般市民にも伝わる簡潔かつ平易な表現で説明がなされているか。 | | |
| | 資料の図表やイラスト等は、理解を促す工夫がなされているか。 | | |
| 業務実施体制 | 業務を確実に実施できる体制や人員が確保されているか。緊急時にも滞りなく業務を履行できるか。 | A | 30 |
| | 専任の担当者が配置されているか。専任担当者及び総括責任者の技術・専門知識・業務経験は十分か。 | | |
| 業務実績 | 同種又は類似業務の実績は十分か。 | B | 20 |
| プレゼンテーション | 説明内容が明確で分かりやすかったか。 | B | 20 |
| | 質問に対する回答が的確であったか。 | | |
| 見積金額 | 提案者中最低見積価格÷見積価格を係数とする。 ※小数点以下は切り捨て | C | 10 |
| 合計 | | | 300 |

2 評価方法

第3期なかつ子ども・子育て支援事業計画（仮称）策定支援業務委託業者選考委員会の委員（以下「委員」という。）7名は、上記1に記載の評価基準に基づき、①特に優れている（配点×1.0）、②優れている（配点×0.8）、③普通（配点×0.6）、④やや劣っている（配点×0.4）、⑤劣っている（配点×0.2）の5段階で評価するものとし、評価点は委員1人あたり300点である。なお、選考委員会当日に委員の欠席者があった場合は、出席した委員のみにより評価を行うものとする。

3 選考方法

- (1) 委員の評価により、評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者とし、次に評価点の高い者を次点提案者として選考する。最優秀提案者を優先交渉権者として随意契約を行うこととするが、その者と合意に至らなかった場合は、次点提案者と契約の交渉を行うこととする。
- (2) 最も高い評価点の合計を獲得した提案者が複数ある場合は、重要度Sの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価点の合計を獲得した提案者を最優秀提案者として選考する。この場合においても提案者が複数となる場合には、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選考する。
- (3) 評価点の合計が全体の6割未満である場合は、契約の交渉を行わないことができるものとする。